

京都市保育所条例の一部を改正する条例（令和3年12月20日京都市条例第25号）  
（子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室）

京都市鏡山保育所については、本市が設置し、運営してきたものですが、今後は、施設の設置及び運営を民間事業者に移管し、効率的な運営及び効果的な保育を行うことが望ましいと考えられることから、本市の施設としての同保育所を廃止することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市保育所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和3年12月20日

京都市長 門川大作

京都市条例第25号

京都市保育所条例の一部を改正する条例

京都市保育所条例の一部を次のように改正する。

別表京都市鏡山保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)